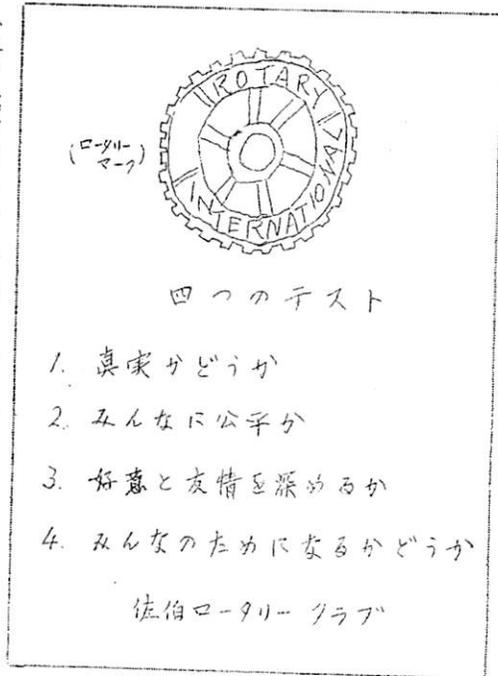


(ハ) 本丸跡にある国旗掲揚台には、次のような文面板（鉄製）が目とひきます。



第 21 回
大分 国 体 記 念
1966年5月 (昭和41年)

(注) 昭和四十年五月、大分国体記念（高校野球・佐伯市営球場・レスリング）佐伯鶴城高校体育館（として佐伯ロータリークラブによって建立されたものです。
なお文字の四つのテストと読んで、自分自身の生活を反省して頂きましょう。

(ニ) 次のような標語（田柱）も建っています。
（ロータリーのマーク省略）
自然と小鳥を愛しましよ

佐伯ロータリークラブ

(注) 彫刻作品、説明板、国旗掲揚台、標語塔などに
より、佐伯ロータリークラブのご活躍ぶりル
端を察知することができます。

（へづく）

踏査記

佐伯惟治の遺跡を訪ねて

宮崎県北浦村古江に於て

高 木 嘉 吉

一月二十日、古藤田会頭と北浦村古江に旅した。佐伯
惟治の伝承や遺跡をさぐるためである。小春日和に恵ま
れて快適な旅が出来たのは幸であった。

先ず古江の尾高千神社の神官水原義邦氏を訪ねる。色
色話そうかがつたり茶点と頼つたりしたいと思つてい
が、生憎く人を雇つて仕事をしていて忙しくて其の意を
得なかつた。

しかし同氏が編集した「北浦村史」に、尾高千神社のこ
とが佐伯惟治のことを、細大漏らさず集録してあるから、
それを見てくれとのことであった。早速彼場に出かけて
「北浦村史」を求めたが、残本がないとのことと交渉は行
き詰つた。しかし二人でおぼりにねばつて、結局教育長
に借用証一紙を入れて、おつと借覽を許された。

早速一覽したが、惟治と尾高千神社のことが、かなり
の頁をとつて詳しく記されている。以下心に留つたこと
を記して、皆さんの参考に使いたい。

惟治と祀つた神社は北浦村に次の四社がある。

(一) 尾高千神社 — 惟治自刃の地にあるもの —

大永七年（一五二七）創立

各方面の尊崇厚く、延岡市、南浦、北方、南方各村
より参拜者が跡を絶たないとのことである。

(二) 尾高千神社 — 大字古江字今村にある —

永祿七年(一五六四)時の社人木京朝日之進に惟治の神靈の告げがあり、靈夢にしがたい大字古江宮野地に勧請したが、後、明応元年(一六五五)木京市之進が今村に勧請して現在に至っている。

(三) 地下神社 — 大字古江寺地下にある —

前記の尾高千神社と同年(永祿七年)に勧請されたはじめて独立して鵜尾大権現と称していたが、後に地下の各神社と統合合祀された。祭神は底筒男命以下神代九神と、大神惟治霊である。

(四) 鵜野尾神社 — 大字三川内字梅木にある —

天文二年(一五三三)勧請
祭神 大山祇命 大己貴命 少名彦名命
大神惟治霊

これ文でも北浦村、殊に古江に於ける惟治の影響の大方なことが想われる。しかし「村史」に記されている惟治は、私達がとらえている惟治とはかなりちがった点がある。例えは、

- (1) 人名において — 惟治を攻めた大友の領主は義澄となつており、臼杵長景が長法に、惟治が府内は送つた使臣が深田伯耆と諸方左衛門となつてゐる。
- (2) 我々は惟治没落の足取りを — 榊牟礼から悪沢、五神峠、三川内、尾高千と考えているが、「村史」によると惟治は五百余騎を率いて榊牟礼を出で、北浦村を通つて南下し、「可愛岳」に拠つたところがある。可愛岳を臼杵長法が攻め、惟治は戦敗れて三百余騎を率い、北上して尾高千山に拠つた。ここで再び臼杵長

法に攻められたが、惟治の部将は屢々反撃に出て激戦を展開した。直海には其の戦に戦死した将士の靈を祀る祠もあるとのことである。

戦の一段落した時、惟治は再挙を約して部下を落ち行かせ、塩月三河守以下五名のみを手許に留めて、同族の萬千徳の三田井氏を頼って出発しようとしたが、長法の意を受け左新右衛門に襲われ、衆寡敵せず遂に自決した。となつてゐる

前北浦村、南浦村の海岸部には惟治の遺臣の地着いたものが多く、として、脇坂、成川、吉田の諸氏とあげてゐる。

右の様はなかりの相違があるわけで、惟治についてはまだ色々研究の余地のあることを痛感する。

火の一文は、尾高千神社へ惟治自及の地にあるものの由来を記したものであるが、色々参考になると思われるので掲げることとした。

尾高智元宮の由来 (安政年間)に書かれたと思われる)

章徳院殿薩州刺夷大機正徹大禪定門

右首佐伯薩摩守惟治公之法名二有之候。当村之内、歌糸門尾高智山において、大永七年に御生靈被成候に付、石碑有之地名を取而、尾高智権現と相唱、古江村社人木京越後正様先祖祭り来候迄、当村社人よりも彼是申出候。前々より論所に有之候迄、猶又、文政年中に古社人より尾高智山と炭山釜手三枚手、尾高智宮境内に相渡可申段、村方へ申出論出来候。折節越後正様了簡を以て無案内而、佐伯領蒲江浦へ組へ道依致し、惟治公の奉物類色々尾高智山へ持出し致問帳、右場所へ引越居段々不認識成る事林中

觸多く參詣有之候。右齋葦御上沙汰に相成候迄、古江村木原越後正標ハ不行届之段、即此被仰渡、辰高智宮は古来より神号無之候場所に付、御濱に相成以後は長袖身分立合候儀ハ不相成段、寺社奉行より被仰付場所に有之候。然るに御濱ニ相成後及び方作河等、悪戯く穂枯杯等々相成り色々痛害の入安悪戯候折板所の在者ハ為考候也、古来より祭り米候。神佛當時ニ至り粗末に相成候。其祭有之儀由承り、村方一統心持悪しく右之段、御上標へ願上候也、村方勝手に任可申段、御沙汰相成候に付、若久寺へ廻向と相頼濟米候。古如有之候に付き、此帳へ記し申候。嘉永三戌年八月大風雨の後、古江村において、昔尾高智神道祭に致米候也、近代は仏式に相成。丈草故不漁不作等と申し、古来之振合を以て、古江村社々木原山城止殿へ以前の通り神道祭に為致段、古江村より御内竊に相成候也、拙者儀出向之節、御代官様より辰高智之次第御尋有之候に付、前々ハ振合申上候。右之段歌系門へ申向候也、古江村神主ハ為祭候儀、村中一統不承知に申出古場所相誤出米不申。其儘止め方に相成申候。其後に村方対策を以て措段相模守殿（三川内村神主）へ為五穀成高尾高智において度々神樂奉納いし候。右の場所元米、氏神鷗野尾大権現を致勸請候旧宮に而、大切成る場所に有之候。粗末に不相成様可致候。天文二年に御中惣氏神に梅木門ひさげ谷山江奉勸請候。其時神主日、高橋宮内、高橋基太夫迄に而、夫より神主指股家に替に成る。此山只今に而御元山と申候。惟治公御大小首、梅木太夫元之賜、御高家に致有候也、天保十年夜九月に被盜取候に付き、所々吟味致し候得共行衛相誤不申候に付き、此替に延岡御用鍛冶工藤喜三郎

（祠殺及、新説に為打相納申候。自頼に入相納置申候。古給伏いたし候御刀、名叙と前々より申伝有之候。且又辰高智石碑以前より立米候者、文字等難記相成候に付、安段三辰年七月廿五日に、又かげ石に立直申候。最拙者并大井門要之助兩人に世話いたし候。信心之方より寄進等致有之諸人多方に而出来申候。

（三川内庄屋古江者）
（庄内史談より古江村に依りて記し下して伝分）

右の内「右の場所元米氏神鷗野尾大権現を勸請致し候田宮にて大切なる場所に有之候」に注意願いたい。私に惟治を祀つた神社は、何故鷗野尾神社の名がついてゐるのか疑問を持つていたのであるが、これで一應鮮明した。惟治横死の地に以前から鷗野尾神社が祀られていたものであるが、惟治死後、怪異をもつて鷗野尾神社祭神（前掲）の権現と女し、鷗野尾大権現として尊崇することになり、他所に勸請する場合にも此の社名が用いらるることになつたのであらう。前掲の惟治を祀つた神社は皆鷗野尾大権現を祭つてゐる。

最後に、折角行きながら不用意に左の見落したものの多いに我々分らざる不甲斐な思つてゐる。例之は、前掲の各神社に祀られてゐる惟治の遺品、永祿七年野地のかかあらず帯に一定の清水を湛えてゐるといふ、惟治の妻及女兒の首を埋葬した首塚（在上塚）、洞を埋葬した洞塚（在下塚）等々である。同好の士と再遊の機と持たたいと思つてゐる。

（余自に）惟治公の頭と葬つたと伝へるおと、い、や、ま、い、ある瀬川の老人から、そのおと、い、ま、の、社殿改修のことか伝へられ、何分の援助を——と、ことである。志ある會員諸氏の御寄附を頼み申したい。多少しかかわらずお甲斐を乞ふ（用紙）

（終）